

令和5年10月19日

現業統一闘争に関する要求書に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	2
項目	地公労法上の団体交渉権、労働協約締結権を遵守し、賃金・勤務労働条件の変更については、事前に協議し、誠実な団体交渉により決定すること。また、技能職員が果たしている職責をふまえ、職務給の原則に基づいた給料表の構築に向け、給料表構造を抜本的に改めること。給与制度改革に伴う各級最高号給到達者の勤務実績が昇給に反映されるように改善すること。
	(回答) 賃金・勤務労働条件などの労使交渉事項につきましては、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、合意に向け誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。 公民比較および技能労務職給料表の改定にあたりましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと存じます。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	3
項目	格付基準（臨時期間・前歴の格付通算を含む）の改善を図るとともに昇格枠の拡大を図ること。<u>特に、技能労務職２級昇格条件の改善を図ること。</u>
（下線部のみ回答） 給食調理員の技能労務職２級昇格条件といたしましては、勤務成績が特に優秀であり、業務主任として適任と認められる者として、能力や実績に基づき、適材適所の観点から任用を行っているところであります。 今後とも、昇格制度につきましては、職員の士気高揚といった観点も踏まえ、引き続き検証を行い、交渉してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理Ｇ）

番号	4
項目	地域手当は本給繰り入れを基本に改善を図ること。
(回答) 職員の給与等につきましては、従来から市労連の場において交渉協議しているところでございますので、市労連での交渉事項としてまいりたいと存じます。 なお、地域手当の支給率につきましては、平成 28 年 4 月より、大阪市に在勤する国家公務員の例に準じ、15%より 16%に改正しております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	5
項目	「職員基本条例」に基づく相対評価による給与反映は即時廃止すること。また、人事評価結果の昇給制度への活用は、給与制度改革の実施に伴い、評価結果が昇給に反映されない組合員が多数存在することも踏まえ、慎重に検討を行い十分な交渉・合意により改善を図ること。人事評価制度については、あくまで人材育成を目的とした制度であることを十分認識するとともに、職場の実情に応じた評価を行うなど、より納得性の高い評価制度となるよう引き続き労使協議を行うこと。
(下線部のみ回答) 学校園に勤務する職員の給与等につきましては、従来から市労連の場において交渉協議してまいったところであり、今後も、市労連の場で交渉することを基本にしつつ、給食調理員の固有の課題については、大阪市全体の動向を見ながら、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	6
項目	すべての公務災害・職業病を一掃するという強い決意をもって労働基準法・労働安全法を遵守し、労働安全衛生管理体制の強化・充実をはかること。
(回答) 円滑な学校給食の運営には、給食調理員の労働安全衛生は非常に重要であり、日頃から、労働安全衛生管理体制の充実に努め、「学校給食労働安全衛生委員会」を毎月開催し、給食調理員の労働安全衛生について調査・審議を行い、さらに、「学校給食調理員公務災害調査研究会」を設置し、調査研究・改善を行っております。 また、厚生労働省が策定した「学校給食事業における安全衛生管理要綱」が平成6年4月に全面的に改定されたことを踏まえて、学校給食労働安全衛生委員会において、本市の労働安全衛生管理点検項目等の見直し作業を行い、随時、更新してまいりました。 平成11年度から、毎年9月を「公務災害防止月間」とし、職員の労働安全意識を高め、自主的な労働安全衛生管理活動の促進を目的として、啓発ポスターの図案・標語について、「公務災害防止」をテーマに給食調理員から公募を実施しておりますが、令和5年度からは新たに写真の公募も行い、各々の給食調理員に対して、より一層公務災害防止に対する意識の向上が図れるよう取り組んでいるところです。「公務災害防止月間」についての周知の際には、啓発ポスター等の配付とともに、前年度の公務災害発生状況について月別、時間帯別、曜日別に示すことによって、各職場における安全衛生担当者による週1回の職場巡視の効果的な実施等、公務災害の未然防止に努めるよう依頼しております。 また、公務災害が発生した場合には都度、管理監督者である校長等から被災経過を確認し、発生原因の究明と再発防止対策の確認を行うとともに、研修等を通じ事故原因等の共有化を図っているところです。さらに、現業管理体制の活用を通じて、事故原因等の共有化を行い、公務災害の防止に努めてまいります。 なお、令和4年度より、公務災害防止対策事業として特別健診を実施し、指曲がり症に加えて、腰痛や頸頸腕症候群予防のためのセルフケア方法について実技演習を行う等、内容を充実することで、給食調理員の公務災害防止に努めてまいります。 今後とも皆様方と協議・検討を行い、施設・設備の改善を含め、各種の取組みを図ることにより、公務災害の防止に努めてまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）

番号	9
項目	労使関係については、法令を遵守し「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。
(回答) 良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。 大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	10
項目	近年多発している大規模災害の現状を踏まえ、学校施設が避難所となることから避難所施設の運営、住民に対しての炊き出しなど、災害時における自治体現場力を活用した危機管理体制を確立すること。また、近隣自治体を含めた災害発生時における職員の参集基準や労働条件などは労使による協議を行い、早期の復旧・復興が可能となる体制を確立し研修訓練を行うこと。
(回答) 国では、平成 28 年度の熊本地方の地震や数多くの台風等により、大規模災害が発生したことに対し、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所となり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力したと認識しており、平成 29 年 1 月 20 日付 28 文科初第 1353 号「大規模災害時における避難所運営の協力に関する留意事項について」の文部科学省の通知において、学校の教職員が避難所運営に協力するにあたっての留意事項について示されているところであります。 通知の中では、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものとされておりますが、発災直後には被害状況の把握等に追われることや、ライフラインの寸断等により現実的には市長村の防災担当部局等が直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であり、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されると記載されています。これまでの大規模災害時の実態や得られた教訓から、学校やその設置者において適切な対応がなされるべく検討を行ってきており、これまでの取組も踏まえ、大規模災害発生時における学校の避難所運営についての留意事項が取りまとめられています。 これらのことから、教育委員会といたしましては、示された留意事項を踏まえ、平成 30 年 1 月 9 日付教委校(全)第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しました。各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしており、災害発生時におきまして、給食調理員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	11
項目	学校給食調理員に対するあらゆる差別を撤廃すること。
(回答) ご要求の件につきましては、きわめて重要な課題であると認識しております。 学校には様々な職種の方々が勤務されており、子どもたちのため、学校教育の充実のため、それぞれの役割を果たしていただいているところです。 子どもたちに対する「食育」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎として位置づけられており、「教育の一環」として実施している学校給食の意義や、給食調理員の皆様方が担っている役割について、その理解と認識をより一層深めるための指導・啓発をさらに徹底してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）